

寒川農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり常時縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 縦覧場所

寒川町役場 寒川町宮山 165

環境経済部農政課